

(平成18年9月1日部長決裁)

平成24年5月25日一部改正
平成28年3月24日全部改正
令和2年2月28日一部改正
令和4年3月10日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年2月19日一部改正
令和8年1月29日一部改正

豊見城市短期集中予防サービス事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱（平成22年3月31日告示第35号）（以下「要綱」という。）に基づき、生活機能に低下がみられる高齢者に対し、運動機能の低下の防止及び生活の質の向上と介護予防の推進を図るために実施する介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）第115条の45第1項第1号に定める第1号通所事業による短期集中予防サービス事業に関し、必要な事項を定める。

(実施委託)

第2条 市長は、事業の利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の69に定める基準に適合する者に対して、事業を委託することができるものとする。

(実施場所)

第3条 事業の実施場所は、利用者の利便性、事業受託者の意向等を考慮し、市長が別に定める。

(利用対象者)

第4条 この事業の対象者は、豊見城市（以下「市」という。）の介護保険被保険者及び市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所している住所地特例適用被保険者のうち、次の各号に掲げる者の内、市長により利用を認められた者とする。

(1) 介護保険法第9条第1項第1号に規定する第1号被保険者のうち同法第32条の規定による要支援認定を受けた者。

(2) 介護保険法施行規則第140条の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者。

(実施方法)

第5条 この事業は、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切なアセスメントを実施した上で、週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを3～6カ月の短期間で行う。

セルフマネジメント能力を高める働きかけを行い、サービス終了後も継続して介護予防に取り組み、自立した生活ができるように支援する。なお、実施方法の詳細については、別に定める「豊見城市短期集中予防サービス業務仕様書」にて取り決めることとする。

(利用方法)

第6条 事業を利用しようとする者は、要綱第5条の規定により「豊見城市サービス活動事業利用申請書」に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。
(利用の中止等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止又は終了させることができる。

- (1) 感染症にかかり、他の者に感染させるおそれがあると認められたとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけたとき。
- (3) 医師又は理学療法士等により心身の状況が事業の利用に耐えられないと判断したとき。
- (4) 健康状態に変化が見られ、当該事業を利用するすることが適切でないと認められたとき。
- (5) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。

(利用料)

第8条 この事業の利用料は、1月1人1,000円とする。また、月1回以上の利用があった場合に利用料は徴収することとし、利用者都合で休んだ場合も同額を徴収する。

2 前項の利用料は、事業受託者において利用者より徴収し、市長の指定する金融機関口座に振込むこととする。

3 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯の利用者が事業を利用する場合にあっては、利用料を免除とする。

(委託料)

第9条 通所支援及び訪問支援の委託料について、下記のとおり定める。

通所支援について、委託料は1回当たりの単価に開催回数を乗じた額とする。

2 通所支援の委託料は1回当たりの単価となるため、自然災害や感染症の蔓延、利用者自身の体調不良や私用による欠席等にて事業を提供できなかった場合は、その回数を乗じた分の委託料を請求できないものとする。

3 訪問支援について、委託料は1件あたりの単価に訪問回数を乗じた額とする。

(事業の従事者)

第10条 この事業は、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、健康運動指導士、介護予防運動指導員、並びにその他指導経験者により実施する。

(事業内容)

第11条 この事業は、フレイルまたは疾病等で生活機能の低下した高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう支援することを目的に実施する。

2 事業内容は、業務仕様書に定められたとおりとする。

(記録の管理等)

第12条 事業受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、これを含む事業に関する全ての書類を、事業実施の翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 事業受託者及び事業従事者は、別で定める「個人情報取扱特記仕様書」の内容を遵守し、職務上知り得た秘密を漏えいさせてはならない。また、事業受託者又は事業従事者でなくなった後においても同様とする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、事業の実施にあたっては、地域包括支援センター始め、保健、福祉、医療関係機関等との連携を図り、当該事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。